

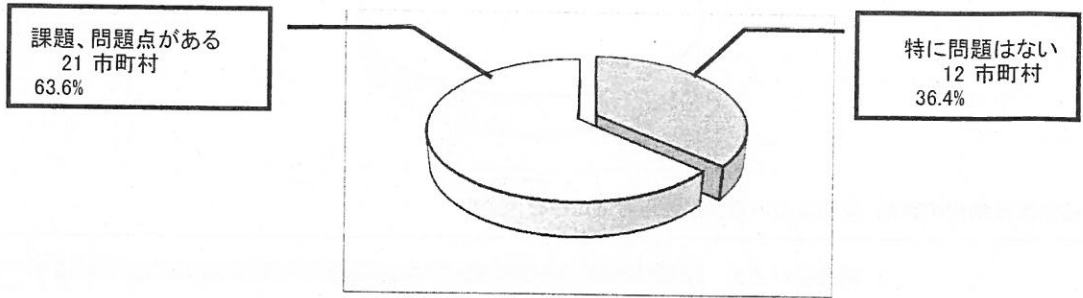
■調査票3 センター事業

Q15 包括的支援事業

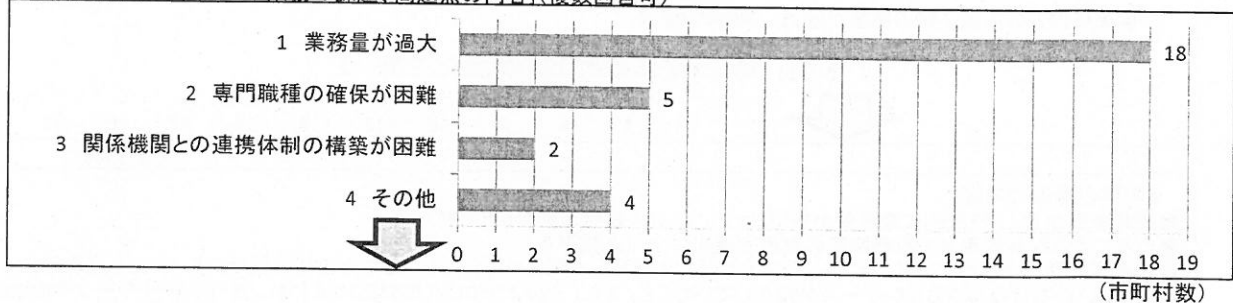
●介護予防ケアマネジメント業務

2次予防事業対象者(主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者をいう。以下同じ。)が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うものである。(法第115条の45第1項第2号)。
 業務の内容としては、2次予防事業対象者の把握に関する事業(法第115条の45第1項及び施行規則第140条の64)において、市町村が把握。選定した2次予防事業対象者についての介護予防ケアプランを必要に応じて作成し、地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な援助を行うものである。

[介護予防ケアマネジメント業務の課題の有無について]
 33市町村の状況



[介護予防ケアマネジメント業務の課題、問題点の内容](複数回答可)



その他の課題の内容

- サービスを確保してくれる事業者や専門職の確保が難しい。2次予防事業対象者の介護予防への理解、積極的利用の働きかけが課題。(大船渡市)
- 業務内容が複雑で効率的に実施できない。介護予防ありきの業務で自立支援型の総合的なプランになっていない。(陸前高田市)
- 2次予防対象者の選定に時間を要すること。また、対象者の参加率が低いこと。(紫波町)

[介護予防ケアマネジメント業務の課題、問題点に対する市町村の対応策]

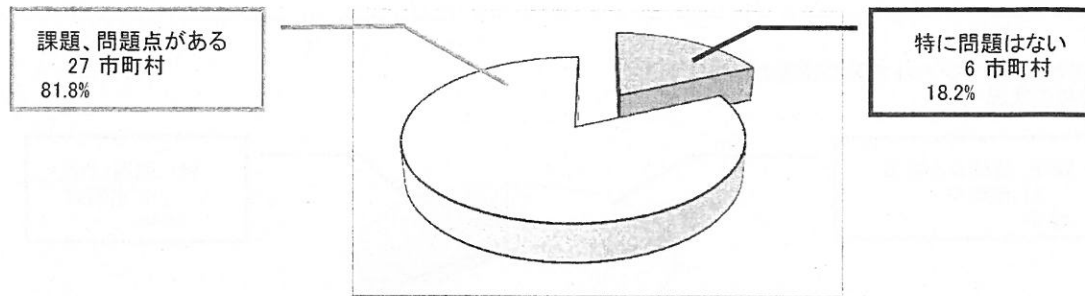
課題	対応策
業務量が過大	<ul style="list-style-type: none"> ●資質向上・事業の効率化等のために他事業所の対応事例を情報交換する連絡会を開催。(盛岡市) ●専門職の確保。対象者の効率的な把握の検討。(久慈市) ●庁内の保健師、管理栄養士の応援体制で対応。(軽米町)
専門職種の確保が困難	<ul style="list-style-type: none"> ●他の事業所の対応事例を情報収集する。(田野畑村)
関係機関との連携が困難	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防事業の情報提供を行い、連携を図っている。(二戸市) ●地域ケア会議の構成員の見直し、事例検討部会等部会の設置。(岩泉町)
2次予防対象者の選定に時間を要する。対象者の参加率が低い。	<ul style="list-style-type: none"> ●広報等により介護予防教室の参加を勧奨する。(紫波町)

●総合相談支援業務

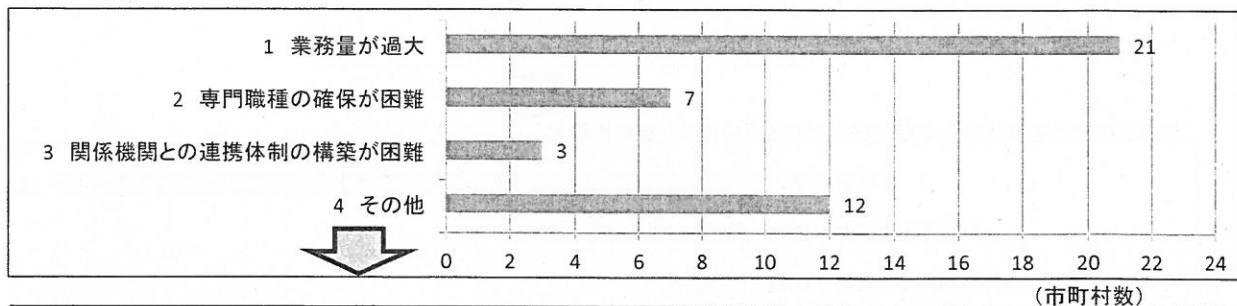
総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。(法第115条の45第1項第3号)。

業務の内容としては、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握を行うものである。

[総合相談支援業務の課題の有無について]



[総合相談支援業務の課題、問題点の内容](複数回答可)



その他の課題の内容

- 困難事例が多く、結果的に業務量が多くなっている。(大船渡市他全8市町村)
- 行革による職員採用減で専門職等の整備が進まない。(八幡平市)
- 家族間調整を要するケース、特に、親族がいるにも関わらず関係を拒否しているため包括支援センターである程度継続して支援していかなければならないケースが増加していること。また、そのような日々の対応に追われ、見守りネットワークや地域課題等の検討に至らない。(滝沢村)
- 職員の資質向上が課題(山田町・普代村)
- 人員不足、職員の質の向上が必要。(普代村)
- 相談対応能力、知識不足、他業務量の増加により、チームアプローチが困難(雫石町)

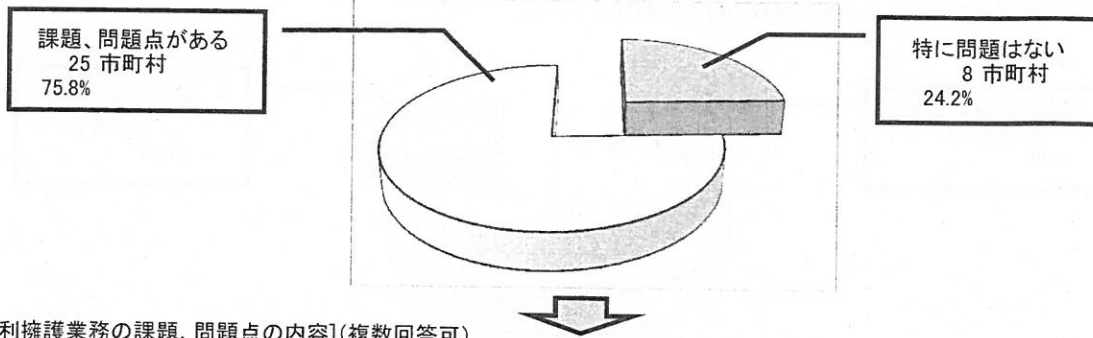
[総合相談支援業務の課題、問題点に対する市町村の対応策]

課題	対応策
業務量が過大	● 資質向上、事業の効率化の一環として他の事業所の対応事例を情報交換する連絡会を開催。(盛岡市) ● センターを増設し、民間活力を利用する。(滝沢村) ● 相談窓口としてランチを設置(軽米町)
困難事例の増加	● 研修会等への積極的な参加(大船渡市) ● 随時ケース会議を開催することとしている。(北上市) ● 他課、他機関との連携を密にするよう心掛けている。(陸前高田市) ● 関係機関と連携し、多角的な支援体制の確保を図る。(矢巾町) ● 研修会への参加、高齢者総合相談支援センターや県社会福祉士会等後方支援により具体的助言を受けながらスキルアップに努めている。
専門職種の確保が困難	● 関係機関との協力連携、ケア推進会議の活用(久慈市) ● 専門研修への積極的な参加によるスキルアップ、地域包括支援センターの運営について事業委託を含めた検討。(遠野市)
相談対応能力、知識不足、他業務量の増加により、チームアプローチが困難	● スキルアップのための研修会への参加、チームアプローチを行えるような体制の整備(雫石町)
関係機関との連携確保が困難	● 町の介護相談員(4名)の定例報告会に毎回包括が参加している。民生委員と連携し、地域での見守り体制をお願いしている。困難ケースは、地域・関係者を集めた拡大ケース会議等多職種で連携。(金ヶ崎町) ● 研修会への参加、困難事例検討会の開催(岩泉町)

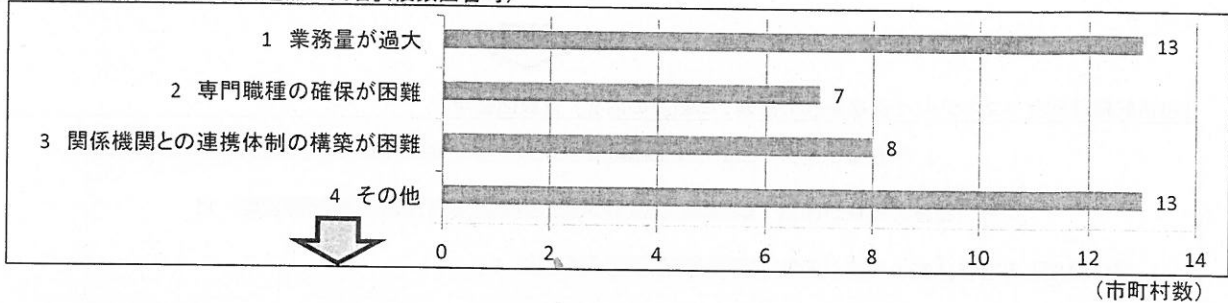
●権利擁護業務

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである。(法第115条の45第1項第4号)
業務の内容としては、成年後見人制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の把握を行うものである。

[権利擁護業務の課題の有無について]



[権利擁護業務の課題、問題点の内容](複数回答可)



その他の課題の内容

- 困難事例が多く、結果的に業務量が多くなっている。(大船渡市他全5市町村)
- 市とセンターの組織が違うため迅速な対応ができない。権利擁護の啓発周知と迅速な対応が必要。(一関市)
- 住民への周知が不十分であり、潜在している問題の把握ができない。(陸前高田市、矢巾町)
- 認知症専門医療機関の不在、成年後見人制度の周知及び利用促進、市民後見活動の仕組みづくり、専門医療機関につなぐ仕組みづくり、介護交流事業の推進が課題。(八幡平市)
- 知識、経験、ネットワーク構築の不足。(雫石町)

[権利擁護業務の課題、問題点に対する市町村の対応策]

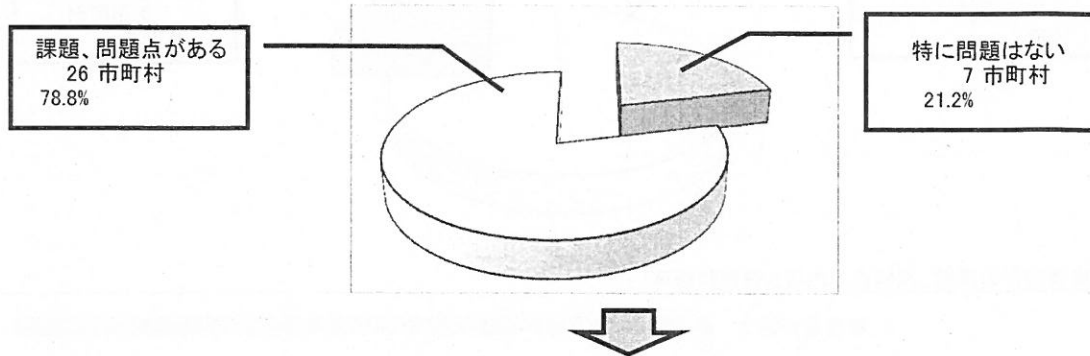
課 題	対 応 策
業務量が過大 困難事例の増加	●資質向上、事業の効率化の一環として他の事業所の対応事例を情報交換する連絡会を開催。(盛岡市) ●研修会等への積極的な参加(大船渡市) ●情報共有に努めている。(二戸市) ●社会福祉協議会への事業(日常生活自立支援事業)促進の働きかけ(滝沢村) ●相談者のスキルアップと事例検討会等により情報共有や対応検討し、担当者だけではなく、職員が誰でも対応できるようにして職員の負担軽減に努めている。(山田町)
関係機関との連携 確保が困難	●センター内におけるスキルアップ研修の実施と関係機関が開催する研修会への参加が必要。(奥州市) ●専門職員の確保、広域での体制整備。(久慈市) ●障がい福祉において成年後見人制度利用支援事業が法定化されたことに伴い、既存の成年後見人制度利用推進会議のあり方についても検討が必要。(遠野市) ●研修会の参加、開催を通じたスキルアップとネットワークづくりを図る。(雫石町) ●成年後見人制度の活用支援については、町としての支援体制を調整するため、障害担当の福祉課との協議が必要。(紫波町) ●研修会への参加、困難事例検討会の実施。(岩泉町) ●圏域の支援団体の協力を得ている。(軽米町)
住民への周知	●市町で高齢者虐待対応マニュアルを作成し、センターと連携して対応している。(一関市、平泉町) ●町広報等での制度周知の検討。(矢巾町)

●包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

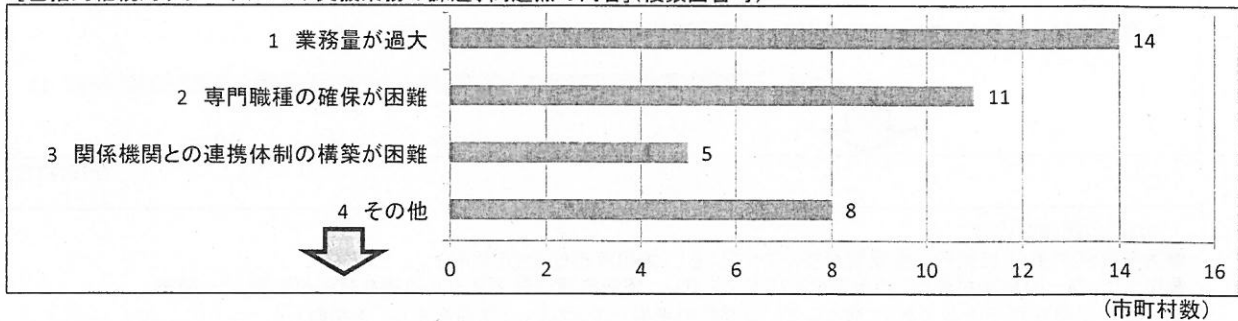
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携、協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものである。(法第115条の45第1項第5号)。

業務の内容としては、「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行うものである。

[包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の課題の有無について]



[包括的継続的ケアマネジメント支援業務の課題、問題点の内容](複数回答可)



その他の課題の内容

- 介護支援専門員個々のスキルが異なる。(宮古市)
- センターが市としての高齢化社会に対応するネットワーク構築や政策に反映させる取組みが果たせていない。(奥州市)
- 小回りの利く受託事業者の参入、認知症高齢者に対するサービス提供が必要。(八幡平市)
- 困難事例により本来業務が圧迫されている。(矢巾町)
- 医療と介護が連携する必要がある。主任ケアマネが配置されていない。(平泉町)
- 多様な困難事例があり、職員のスキルアップが必要。(山田町)
- 人材不足、職員の資質向上が必要。(普代村)

[包括的継続的ケアマネジメント支援業務の課題、問題点に対する市町村の対応策]

課題	対応策
業務量が過大	●資質向上、事業の効率化の一環として他の事業所の対応事例を情報交換する連絡会を開催。(盛岡市) ●センターを増設し、民間活力を利用する。(滝沢村)
市の高齢化社会に対応するネットワーク構築や政策の反	●民生委員や商店街や銀行、地域住民などあらゆる方々に参加していただき、地域全体で支えられるような取組みが必要。(奥州市)
関係機関との連携確保が困難	●ネットワーク体制の構築、ケア推進会議の活用(久慈市) ●医療と介護の連携連絡会により、連携をしている。(一関市) ●研修会を開催し、顔の見える関係づくりと情報共有を図っている。(雫石町) ●一関市医療と介護の連携連絡会幹事に幹事として参加している。(平泉町) ●今年度の課題として取り組んでいく。(北上市)
多様な困難事例があり、職員のスキルアップが必要	●研修会に参加したり、介護事業所研修会を実施し、町内支援者全体のスキルアップに努めて、共通認識のもとに関係機関が連携して事例対応するようにしている。(山田町)
専門職種の確保が困難	●市内法人等からの人員派遣(社会福祉士・主任介護支援専門員)(遠野市) ●地域ケア会議等、地域の課題から町の支援体制を構築するために、県からの後方支援(アドバイザー派遣)を受け、進めていきたい。(紫波町)

Q16 指定介護予防支援

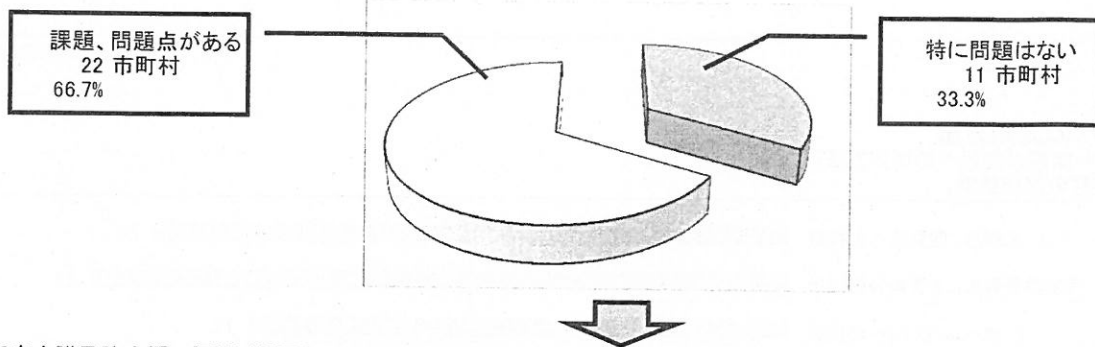
●指定介護予防支援

指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うものである。

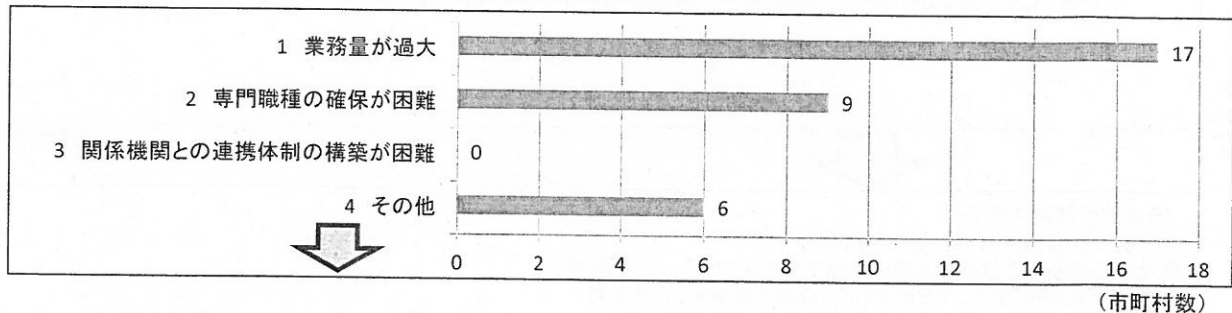
この指定介護予防支援の業務は、センターが行う業務とされており、法第115条の22の規定に基づき、市町村の指定を受ける必要がある。これは、市町村が直営するセンターであっても、同様である。

また、業務の実施に当たっては、指定介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。)を遵守するものとする。

[指定介護予防支援の課題の有無について]



[指定介護予防支援の課題、問題点の内容](複数回答可)



その他の課題の内容

- 委託料が安く委託先が見つからない。(宮古市)
- 介護予防支援事業所によりプラン作成数にばらつきがあり、業務量に開きがありすぎる。(花巻市)
- 委託できる件数が頭打ちになっている。サービス未利用者の把握(一関市、平泉町)
- 職員数、能力が業務に追いついていない。(矢巾町)
- センターにケアマネ経験者不在。(平泉町)
- 人員不足、人員の質の向上、予算過多[包括、任意事業に使えば・・](普代村)

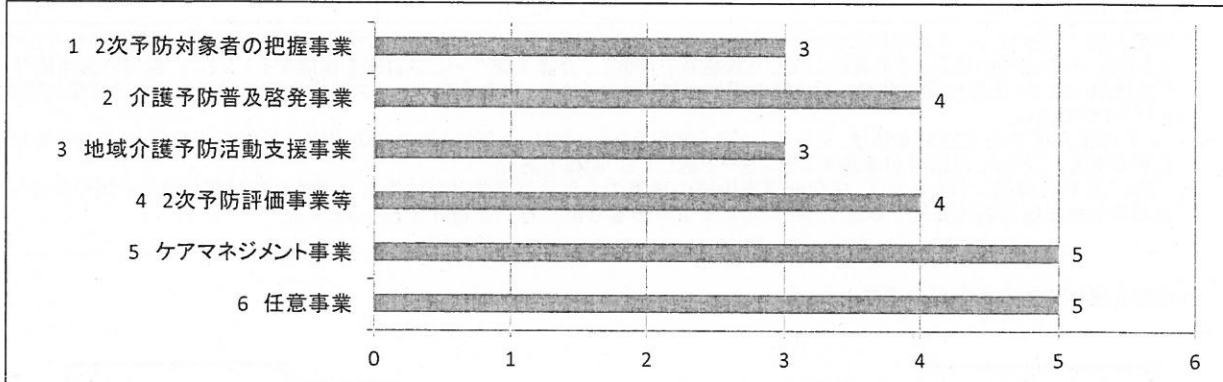
[指定介護予防支援の課題、問題点に対する市町村の対応策]

課題	対応策
業務量が過大	<ul style="list-style-type: none"> ●資質向上、事業の効率化の一環として他の事業所の対事例を情報交換する連絡会を開催。(盛岡市) ●圏域の見直しと必要性を検討中。(花巻市) ●職員間での役割分担と委託事業所に協力を求めている。(雫石町) ●民間の居宅介護支援事業所の協力を得て業務を実施していく。(紫波町) ●事業所への委託件数を増やす。(滝沢村) ●町直営の事業所に居宅支援業務を委託している。(軽米町)
委託できる件数が頭打ちになっている。 サービス未利用者	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅介護支援センターにサービス未利用者の把握を依頼している。(一関市、平泉町)
専門職種の確保が困難である。	<ul style="list-style-type: none"> ●業務委託している。(田野畑村)

Q17 その他の業務

[包括的支援事業、指定介護予防支援事業以外のその他]

センターを委託している市町村10市町村中、包括的支援事業、指定介護予防支援事業以外に委託している業務の内訳。場合の内容。

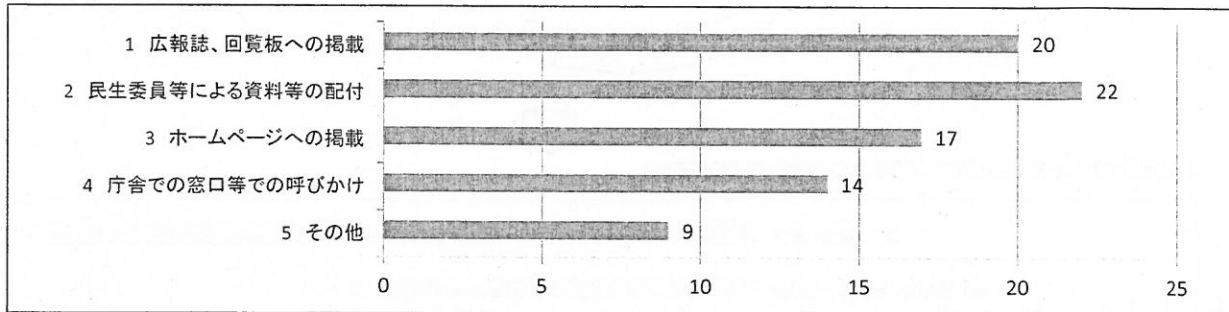


(市町村数)

Q18 住民への周知方法

[センター業務の住民への周知方法]

33市町村の実施状況。



(市町村数)



その他の課題の内容

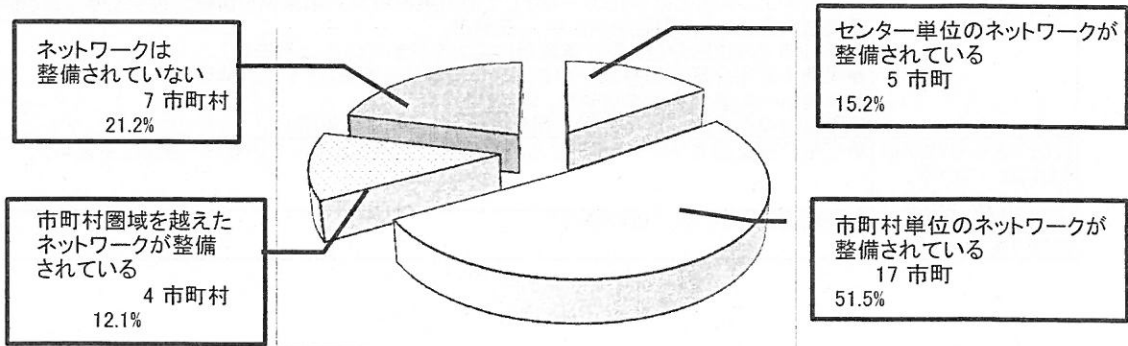
- 医療受給者証交付時に周知(宮古市)
- 地域で開催する健康教室等の事業で周知している。(大船渡市)
- 各種行事開催時などにおいてひろく広報活動を実施(花巻市)
- 訪問活動やサロン健康教室での広報活動。(陸前高田市)
- いきいきサロンでの周知やハイリスク高齢者へ戸別訪問での周知(滝沢村)
- 町内団体の集会に出向きセンター業務を周知している。介護の日のイベントに広報活動を実施。(紫波町)
- 定例民生委員協議会に毎月出席し、周知広報はもちろんのこと、情報収集に努めている。(西和賀町)
- 出前講座など(金ヶ崎町)
- リーフレットを作成し全戸配布・健康教育等のイベントにて周知(大槌町)
- 小規模な村であるためほぼ周知されている。(普代村)

Q19 地域包括支援ネットワークの構築状況

[市町村における地域包括支援ネットワークの構築状況について]

33市町村の状況

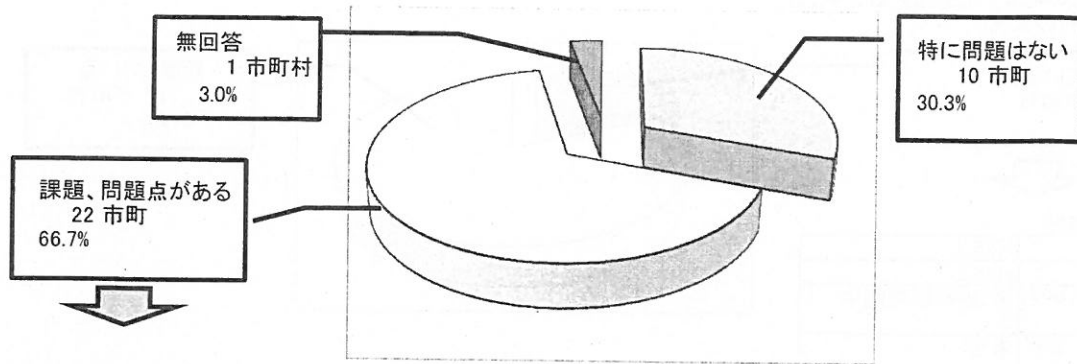
※ 組織化されていない7市町村の未整備の主な理由は、医療機関との調整に時間要していることなど。



※ ネットワークが整備されていない7市町村の未整備の主な理由は、医療機関との調整に時間要していることなど。

Q20 医療と介護の連携

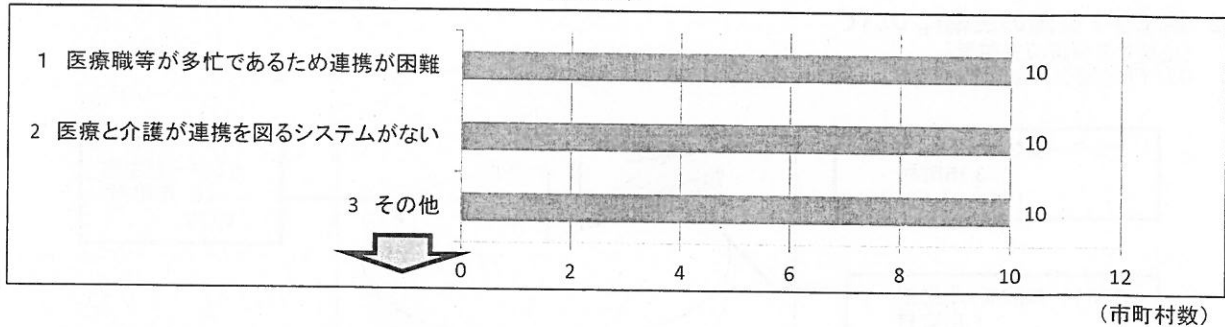
[市町村における医療と介護の連携について課題の有無]
33市町村の状況。



[主な課題の内容](複数回答可)

課題、問題点があるとした市町村の状況

22市町村



その他の課題の内容

- 機関病院の意識不足及び「医療>介護」の地域関係(宮古市)
- 医療機関により連携体制が異なる。(大船渡市)
- ターミナル期における24時間対応の往診や訪問看護体制が、自治区によって差があり、市全体としての整備が十分ではない。(奥州市)
- 医療職が介護関係の状況などの理解、また介護職の医療関係の状況などの理解がそれぞれ不足している。(一関市、平泉町)
- 在宅医療の充実(医療体制の整備、医療従事者の充実)夜間対応型訪問介護の事業者参加が課題(八幡平市)
- ケアマネージャーが医療機関に問い合わせるにはプレッシャーがある。(滝沢村)
- 往診可能な医師がいない。(矢巾町)
- 人員不足(普代村)

[医療と介護の連携について市町村としての対応策]

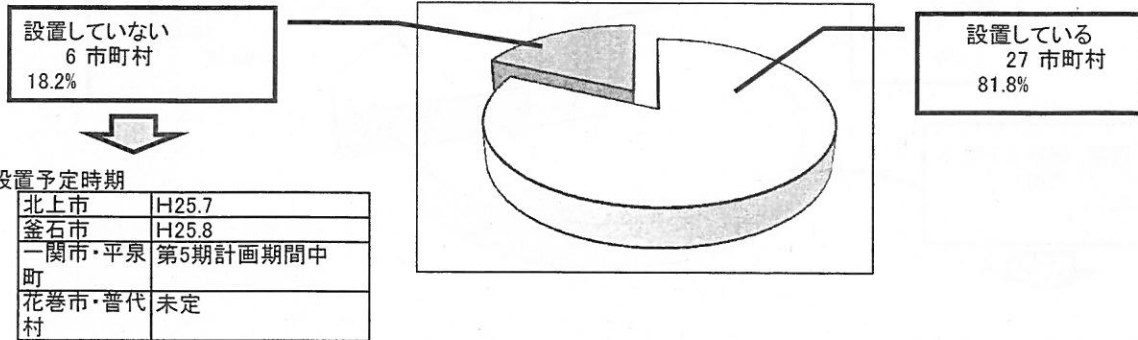
その他の課題の内容

- 交流を図り、連携を深め、連携を強化する。(宮古市)
- 県立病院主催の地域連携会議が開催され、今後活用できる体制づくりを行っていく。医師会との連携確立のための調整を図っていく。(大船渡市)
- 重度の難病やターミナル期における介護が安心してできるよう、市全体としてサービスの充実を図る必要がある。(奥州市)
- 在宅医療・介護連携コーディネート事業を通じて緊密な連携づくりを進めていく予定としている。(北上市)
- 毎月、高齢者支援連携会議(県立病院、市内数カ所の医療機関、居宅支援事業所)を開設し、連携体制の整備に取り組んでいる。(久慈市)
- 医療と会議の連携体制の連携連絡会を立ち上げ、各種研修会等を通じて、それぞれの立場かの理解を深めている。医師会にセンターそのものが認知されていなかったため、医師会に説明した。(一関市、平泉町)
- 医療職は多忙であるが連携をとれるよう調整する。(二戸市)
- 多職種による連携のための話し合いや研修会の開催(雫石町)
- 定期的開催する地域ケア会議を通じて、介護・医療・福祉・保健等の専門職による連携を継続し、特に医療機関との連携を強化する。(岩手町)
- 医療連携システムを構築する必要がある。(滝沢村)
- 近隣市町村との連携体制の構築が必要である。紫波町から、盛岡広域の医療機関を受診しているケースも多いことから二次医療圏内の統一した連携を協議する必要がある。(紫波町)
- 個別ケースの情報交換等は実施しているが、情報提供が遅れることもあり、定期的な医療連携会議を構築していきたい。(山田町)
- 医療機関の体制が整っていない。その体制整備に対する支援等を検討しなければならない。(岩泉町)
- カンオペア地域医療福祉連携研究会(二戸病院)が設立されており、定期的に研修会に参加するよう事務所に周知し、連携を図れる関係づくりを行っている。(一戸町)

■調査票4 地域ケア会議

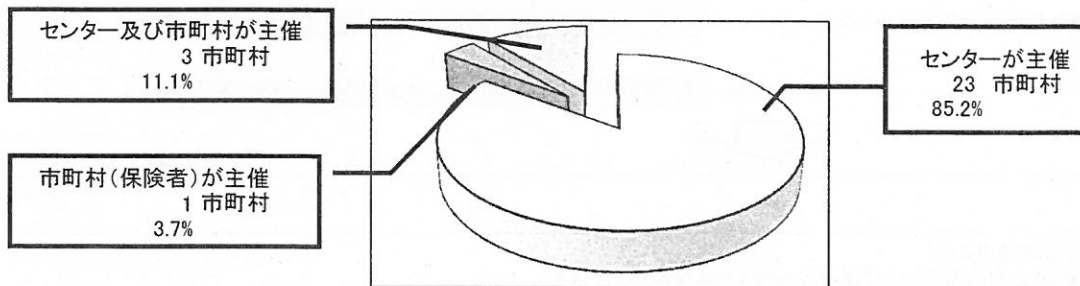
Q21 地域ケア会議の設置の有無

[市町村の地域ケア会議の設置状況]
33市町村の状況。



Q22 地域ケア会議の主権について

[地域ケア会議の主権者]
Q21で「地域ケア会議を設置している」としている27市町村の状況。



Q23 地域ケア会議の開催頻度について(市町村主催分)

[地域ケア会議の開催頻度]
Q22で「地域ケア会議を市町村が主催している」としている4市町の状況。

市町村名	開催頻度
遠野市	月1回定例で開催する他、必要に応じて随時開催。
葛巻町	毎月1～2回程度。
矢巾町	毎月1回の定例会に加えて、困難ケース対応のために必要に応じて随時開催している。
金ヶ崎町	毎月1～2回程度。

Q24 地域ケア会議の構成員について(市町村主催分)

[地域ケア会議の構成員]
Q22で「地域ケア会議を市町村が主催している」としている4市町の状況。
(単位:人)

市町村名	1 行政職員	2 地域 包括 支援 セン ター 職員	3 介護 支援 専門 員	4 介護 サービ ス事業 者	5 保健医 療関係 者	6 民生 委員	7 住民 組織	8 その 他	計
遠野市	3	10	11	8	2	0	0	1	35
葛巻町	3	7	4	1	2	0	0	2	19
矢巾町	5	1	1	1	1	1	0	2	12
金ヶ崎町	1	4	2	6	3	1	0	1	18